

電波利用料の特例措置等について

1 諸外国の国・地方公共団体に対する電波利用料の特例措置

	国	地方公共団体
米国 韓国	免除	免除
英国	徴収 (官民区別なし)	徴収 (官民区別なし)
ドイツ	徴収 (電波管理費用分のみ徴収)	徴収 (電波管理費用分のみ徴収)
フランス	免除	2分の1に減額
日本	免除	免除(消防・水防用) 2分の1に減額(防災行政無線)

2 国・地方公共団体の扱いについて [論点公表時資料]

国等に電波利用料の特例措置が設けられている理由

電波利用料を徴収しても、国庫の中での循環であること
消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性

電波利用料徴収の検討

受益者に対する費用負担を強調

➡ 国庫の中での資金循環であることから、徴収の実益に乏しいこと

有効利用インセンティブを強調

➡ 予算査定等を通じて有効利用へのインセンティブに寄与

< 論点 >

- 1 国等が納付すべき電波利用料額が増加する場合、一般財源による電波行政経費の負担のあり方
- 2 電波利用料の用途を電波利用共益事務以外に拡大すると、国庫循環の要素は小さくなることへの配慮

< 論点 >

- 1 徴収額の一定割合を電波利用の高度化等に係る国等の施策への還元の有無
- 2 電波再配分に係る給付金支給の対象とするものの適否

3 国・地方公共団体からの徴収について

〔論点公表に対する意見の概要〕

[第9回資料]

(1) 国等からも電波利用料を徴収すべきとする意見(6者)

〔携帯電話事業者、衛星事業者、
放送事業者等、経済団体〕

国等も電波利用共益事務から利益を受けており、他の免許人との公平性の確保が必要。

電波利用料の徴収により、行政コストの透明性を確保し、行政の効率化を推進することが必要。

→ 提出頂いたご意見を踏まえ、今後検討を進めていくこととする。

(2) 国・地方公共団体から電波利用料を徴収する必要がないとする意見(1者)

(個人)

国等に対して免除されている電波利用料額を公表すべきであるが、実際に徴収する積極的な理由は見出せない。

→ 提出頂いたご意見を踏まえ、今後検討を進めていくこととする。

4 免許不要局の扱いについて

[論点公表時資料]

免許不要局から電波利用料を徴収していない理由

電波利用共益事務は、専ら免許局が電波を安心して利用できる環境を整備するための事務と観念されていること
行政上の徴収費用及び徴収に係る免許不要局の負担

電波利用料徴収の検討

受益者に対する費用負担を強調

免許不要局の利益は反射的
今後の免許不要局(小電力無線システム)の位置付けと関連
行政上の徴収費用の問題
等から、徴収の実益に乏しい

< 徴収しない場合の論点 >

- 1 免許人との負担の公平性の確保
- 2 電気通信事業における公正競争の確保

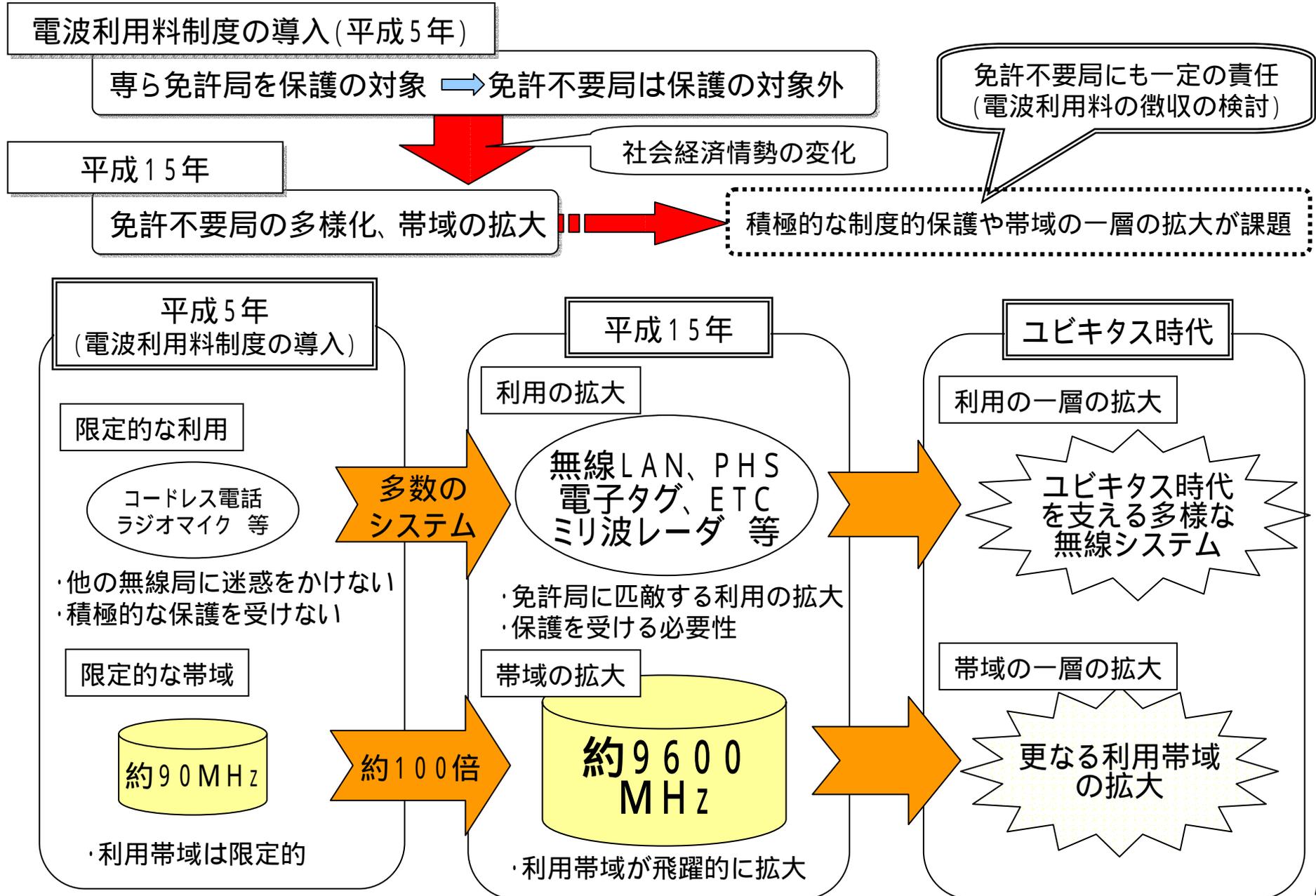
有効利用インセンティブを強調

インセンティブが機能することから、
徴収は有効

< 徴収する場合の論点 >

- 1 免許不要局からの電波利用料の徴収方法
- 2 今後発展が期待される小電力無線システムの発展の阻害とならないように配慮が必要との指摘あり
(例: 揺籃期は非徴収とするなど)

5 免許不要局の利用の拡大



6 免許不要局からの徴収について [第9回資料]

(1) 免許不要局からも電波利用料を徴収すべきとする意見(8者)

(携帯電話事業者、衛星事業者、放送事業者等、電波利用者団体、個人等)

免許不要局も電波利用共益事務による受益を得ており、他の免許人との公平性の確保が必要。

免許局と免許不要局の間のサービス競合が想定されており、公正競争の確保が必要。

今後、免許不要局の発展に伴い、免許不要局に対し積極的な電波利用共益事務の実施の必要性が指摘されている。

無線LANのセキュリティ確保に係る費用の財源として徴収が必要。

→ 提出頂いたご意見を踏まえ、今後検討を進めていくこととする。

(2) 利用形態ごとの検討が必要とする意見(3者)

(携帯電話事業者、衛星事業者、メーカー)

免許不要局の範囲(電波利用料を非徴収とする範囲)について、利用形態毎の検討が必要。

→ 提出頂いたご意見を踏まえ、今後検討を進めていくこととする。

ただし、現在免許不要とされている無線局を免許局とすることについては、規制の強化につながるため慎重な検討が必要。

(3) 免許不要局からは徴収すべきではないとする意見(6者)

(PHS事業者、メーカー団体、経済団体、個人)

免許不要局からの電波利用料の徴収はコスト等の観点から困難。

免許不要局は、低出力であり、他の無線局に対して混信等の影響を与えるおそれが少なく、他の無線局からの混信等から保護されていない。

免許不要局の発展のため、電波利用料の負担無しに自由に利用できる環境を確保すべき。

米欧等の諸外国でも電波利用料の徴収対象となっていない。

→ 提出頂いたご意見を踏まえ、今後検討を進めていくこととする。